

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令案及びモロッコから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるマンダリンその他のシトラス・レティクラタ及びクレメンティンその他のシトラス・クレメンティナの生果実に係る農林水産大臣が定める基準案

1. 現行制度における輸入規制の概要

- (1) 植物防疫法(昭和25年法律第151号)第7条第1項は、何人も、同項各号に掲げる輸入禁止品を輸入してはならない旨規定しており、具体的な輸入禁止品として、同項第1号において、農林水産省令で定める地域から発送され、又は当該地域を経由した植物で、農林水産省令で定めるものと規定している。
- (2) これを受け、植物防疫法施行規則(昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。)第9条第1項においては、輸入を禁止する地域及び植物を規則別表2に定める旨を規定している。
- (3) 現在、アフリカから発送され、又は当該地域を経由したみかん科植物の生果実については、アフリカにおいて検疫有害動植物であるチチュウカイミバエの発生が確認されていることから、別表2の1の項において、輸入禁止品として位置付けられている。

2. 改正の趣旨

- (1) シトラス・レティクラタ及びシトラス・クレメンティナの生果実については、国際植物防疫条約においてチチュウカイミバエの殺虫処理基準が制定されている。モロッコは、我が国に対し、両種に属する同国産マンダリン及びクレメンティンの生果実に当該基準に基づく処理を適用した輸入解禁を要請。
- (2) これを受け、我が国植物防疫官がモロッコにおける当該処理の実効性を確認したところ、当該処理を行うことを輸入の条件とすれば、我が国にチチュウカイミバエが侵入する可能性は無視できるほど低いとの結論に至った。
- (3) このため、モロッコ産シトラス・レティクラタ及びシトラス・クレメンティナの生果実の輸入を認めることとし、規則の改正等によりその条件を定めることとする。

3. 改正案等の主な内容

(1) 規則の一部改正

輸入禁止品から一定の基準に適合するモロッコ産シトラス・レティクラタ及びシトラス・クレメンティナの生果実を除くため、輸入禁止品を定める規則別表2の1の項から除くものとして新たに付表第78に「モロッコから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるマンダリンその他のシトラス・レティクラタ及びクレメンティンその他のシトラス・クレメンティナの生果実であって農林水産大臣が定める基準に適合しているもの」を追加する等の所要の改正を行う。

(2) 告示の制定

(1)の改正に伴い、モロッコ産マンダリンその他のシトラス・レティクラタ及びクレメンティンその他のシトラス・クレメンティナの生果実に係る農林水産大臣が定める基準として次の条件等を新たに制定する。

- ① あらかじめモロッコ植物防疫機関により指定された低温処理コンテナにおいて、生果実が本告示で定める温度以下で消毒されたものであること
- ② 当該生果実がチチュウカイミバエに侵されていないものであること
- ③ ①及び②について、モロッコ植物防疫機関による検査及び証明が行われること

4. 今後のスケジュール

パブリックコメント：令和4年12月上旬～令和5年1月上旬

公聴会：令和4年12月中旬

改正規則及び改正告示の公布・施行：令和5年2月中旬(公布日施行)